

1. 日本語教師養成科

授業： 月曜日～金曜日（週5日制） 9時10分～14時50分

募集人員： 60名

修学期間： 1年（4月入学～翌年3月卒業）

出願資格： 日本もしくは外国において通常の課程による12年以上の学校教育を修了し、なおかつ大学への入学資格を有する者。
また、母語が日本語以外の場合は、下記（①～④）のいずれかひとつを満たす者。
①法務大臣により告示されている日本語教育機関で6か月以上の日本語教育を受けた者（この場合、日本語教育機関での出席率が80%以上であることが望ましい）
②（財）日本国際教育支援協会および（独）国際交流基金が実施する「日本語能力試験」のN2以上に合格している者
③（独）日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」（日本語）の得点が200点以上の者
④上記（②または③）と同等の学力を有すると本校の学校長が認定した者

出願期間： 10月1日～翌年2月まで（土・日曜、祝日を除く）。入学試験案内に記載の通り。
※ただし、受付期間内であっても定員になり次第締め切り（事前に連絡のうえ、ご確認下さい）。

審査料： 20,000円

審査方法： ◇東京（本校）受付の場合
入学希望者は出願書類提出の後、入学試験を受ける。学校は、出願書類審査と入学試験結果をもって最終審査を行い、可否を決定。
◇過去3年以内に日本語能力試験N1に合格している場合、筆記試験の一部が免除。

学費：

内 訳	第1期分（6か月分）	第2期分（6か月分）	
入 学 金	120,000円		合計金額 1,082,400円
授 業 料	380,000円	380,000円	
施 設 費	70,000円		
実 習 費	100,000円		
学 生 諸 費	22,000円		
学 友 会 費	5,400円		
防 災 用 品 代	5,000円		
合 計	702,400円	380,000円	

※ 教材は教師の指示のもとに各自購入。

※ 海外から学費を振込むと、海外の銀行と日本の銀行で手数料が引かれるため、1期分の学費になるよう、手数料を含めた金額を振込んでください。

※ 本校の日本語科および日本語通訳ビジネス科、文化学園大学、文化ファッション大学院大学、文化服装学院卒業または退学後の入学者は、審査料・入学金免除。

2. 日本語通訳ビジネス科

授業： 月曜日～金曜日（週5日制） 9時10分～14時50分（自由選択科目を履修する場合は～15時50分）

募集人員： 120名

修学期間： 2年（4月入学～翌々年3月卒業）

出願資格： 日本もしくは外国において通常の課程による12年以上の学校教育を修了し、なおかつ大学への入学資格を有する者のうち、下記（①～④）のいずれかひとつを満たす者。

- ① 法務大臣により告示されている日本語教育機関で6か月以上の日本語教育を受けた者（この場合、日本語教育機関での出席率が80%以上であることが望ましい）
- ② （財）日本国際教育支援協会および日本国際教育支援協会および（独）国際交流基金が実施する「日本語能力試験」のN2以上に合格している者
- ③ （独）日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」（日本語）の得点が200点以上の者
- ④ 上記（②または③）と同等の学力を有すると本校の学校長が認定した者

出願期間： 在留資格をお持ちの場合は10月1日～翌年2月まで（土・日曜、祝日を除く）。入学試験案内に記載の通り。

※ただし、受付期間内であっても定員になり次第締め切り（事前に連絡のうえ、ご確認下さい）。

審査料： 20,000円

審査方法： ◇東京（本校）受付の場合

入学希望者は出願書類提出の後、入学試験を受ける。学校は、出願書類審査と入学試験結果をもって最終審査を行い、可否を決定。

◇過去3年以内に日本語能力試験N1に合格している場合、筆記試験の一部が免除。

学費：

内 訳	1年次		2年次		1年次 1,082,400円 2年次 957,400円 合計金額 2,039,800円
	第1期分（6か月分）	第2期分（6か月分）	第1期分（6か月分）	第2期分（6か月分）	
入 学 金	120,000円				
授 業 料	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	
施 設 費	70,000円		70,000円		
実 習 費	100,000円		100,000円		
学 生 諸 費	22,000円		22,000円		
学 友 会 費	5,400円		5,400円		
防 災 用 品 代	5,000円				
合 計	702,400円	380,000円	577,400円	380,000円	

※ 教材は教師の指示のもとに各自購入。

※ 海外から学費を振込むと、海外の銀行と日本の銀行で手数料が引かれるため、1期分の学費になるよう、手数料を含めた金額を振込んでください。

※ 本校の日本語科および日本語教師養成科、文化学園大学、文化ファッション大学院大学、文化服装学院卒業または退学後の入学者は、審査料・入学金免除。

3. 出願書類

- 注意： ・ 出願書類の不備（書類の不足、記載漏れ、記載ミス、押印・サインし忘れなど）は、合否判定に影響があります。
 ・ 提出された書類は返却しません。コピーをお渡しすることもできません。ご自分でコピーを保管してください。

	書類	指定フォームはこちらからダウンロードできます。 https://www.bunka-bi.ac.jp/requirements/documents/	
1	入学願書	指定フォーム	
2	履歴書	指定フォーム	
3	顔写真（縦4cm×横3cm）	2~3枚 履歴書、学生会館入館申込書、1枚は学生証用です。	
4	在留カード両面コピー		
5	パスポートコピー		
6	日本語能力証明書 試験による証明書	必須ではありません。ない人は提出不要です。 日本語能力試験N2、またはN1の合格証のコピーで、点数があるものをご提出ください。 日本留学試験の成績のコピー	
7	日本語学校からの卒業に関する証明書 必ず原本、直近のもの	日本語学校卒業者： 卒業（修了）証明書 日本語学校在籍者： 卒業（修了）見込み証明書、または在籍証明書 注意： 在籍したことがある日本国内の日本語学校すべてからの証明書が必要です。	BIL生免除
8	日本語学校からの成績証明書 必ず原本、直近のもの	日本語学校卒業者も、日本語学校在籍者も提出してください。 注意： 在籍したことがある日本国内の日本語学校すべてからの証明書が必要です。	
9	日本語学校からの出席証明書 必ず原本、直近のもの	日本語学校卒業者も、日本語学校在籍者も提出してください。 注意： 在籍したことがある日本国内の日本語学校すべてからの証明書が必要です。	
	8~9番について	8~9番については、学校により、「成績出席証明書」のように一緒になっていることもあります。 その場合は、その書式で大丈夫です。	
10	調査票（日本語教師養成科出願者のみ）	指定フォームがありますが、ダウンロードできません。学科説明会にて配布します。	

	書類		
11	最終出身学校の卒業証明書 必ず原本 日本語、英語、中文以外は要翻訳	卒業証書のコピーを提出する場合は、卒業証書の原本をお持ちください。原本の確認をします。 どうしても原本を提出できない場合で、なおかつ日本語学校在籍者の場合、 ・その理由を自分で書いた文書と、 ・日本語学校に依頼し、日本語学校に提出した証明書の複製に、「学校作成の複製」と明記してもらい、この複製を提出する方法でも大丈夫です。 (複製 = コピー)	BIL生免除
12	最終出身学校の成績証明書 必ず原本 日本語、英語、中文以外は要翻訳	どうしても原本を提出できない場合で、なおかつ日本語学校在籍者の場合、 ・その理由を自分で書いた文書と、 ・日本語学校に依頼し、日本語学校に提出した証明書の複製に、「学校作成の複製」と明記してもらい、この複製を提出する方法でも大丈夫です。 (複製 = コピー)	BIL生免除
13	現在、高等教育に在籍している方は、その学校からの卒業に関する証明書 必ず原本、直近のもの	卒業（修了）見込み証明書、または在籍証明書 (高等教育 = 専門学校、大学、大学院など)	BIL生免除
14	現在、高等教育に在籍している方は、その学校からの成績証明書 必ず原本、直近のもの	(高等教育 = 専門学校、大学、大学院など)	BIL生免除
15	現在、高等教育に在籍している方は、その学校からの出席証明書 必ず原本、直近のもの	(高等教育 = 専門学校、大学、大学院など)	BIL生免除
	14~15番について	14~15番については、学校により、「成績・出席証明書」のように、一緒になっていることもあります。 その場合は、その書式で大丈夫です。	BIL生免除
16	複数の高等教育を卒業した方は、最高学歴の卒業証明書 日本語、英語、中文以外は要翻訳	例えば、母国で大学院を卒業。その後、専門学校を卒業。この場合、大学院が最高学歴。専門学校が最終学歴。	BIL生免除
17	現在在籍している学校※を卒業したら、卒業時までの成績と出席がわかる証明書	現在在籍している学校を卒業したら、卒業時までの成績と出席がわかる証明書を提出してください。3月20日締め切り。 出席率が80%に満たない、本校入学許可後に大幅に出席率が下がっている場合、入学許可を取り消すことがあります。 留学ビザの更新が不許可になる可能性もあります。ご注意ください。 ※日本語学校、専門学校、大学、大学院など	

	書類		
18	身元保証書	指定フォーム 自分で書かないでください。身元保証人が書いて、押印またはサインしたものを提出してください。 できる限り、原本を出願時に提出してください。 どうしても原本が間に合わない場合は、PDFでも受け付けます。	
19	経費支弁書 日本語、英語、中文以外は要翻訳	指定フォーム 経費支弁者が書いて、押印またはサインしたものを提出してください。 できる限り、原本を出願時に提出してください。 どうしても原本が間に合わない場合は、PDFでも受け付けます。 注意 ：「1. 経費支弁の引受経緯」の記入漏れが多いので、忘れないでください。	
20	預金残高証明書 銀行発行のもの 必ず原本、直近のもの 日本語、英語、中文以外は要翻訳	経費支弁者の支弁能力を立証できる内容をご提出ください。 BILの学費と留学中の生活費をカバーできることを立証することが基本となります。 P6をご参照ください。	
21	学生会館入館申込書	指定フォーム 希望者のみ	
22	審査料20,000円	現金のみ 出願後は返金できません。	BIL生、 文化学園在 籍・卒業者 免除 (中退者含む)

身元保証書について：

Q 1 親は日本に住んでいます。その場合、「2. 本国における身元保証人（両親など）」はどうしたらいいですか？

A その場合、「2. 」は不要です。ご両親のいずれかに「3. 」を書いてもらってください。

Q 2 身元保証人は、友達でもいいですか？

A 身元保証書に記載がある内容を読み、責任持てますという方に書いてもらう必要があります。独立生計者であり、親、配偶者など親身になる人に書いてもらってください。

Q 3 親は日本に住んでいません。身元保証書を準備するのはとても大変です。時間もかかります。それでも必要ですか？ **※経費支弁書**も同じです。

A はい、必要です。きちんと準備してください。

- ・BILのHPから身元保証書をダウンロードできます。
- ・親にそこからダウンロードしてもらい、記入、サイン（押印）、郵送してもらってください。
- ・そして他の出願書類と一緒に、BILに提出してください。

どうしても出願に間に合わない時は、まず、親が記入した身元保証書をPDFでメールで受け取り、それを印刷し、BILに提出してください。

経費支弁者の支弁能力を立証できる資料について：

Q 1 何を提出したらいいですか？どれくらいの金額を用意したらいいですか？

A 現在、日本で日本語学校または専門学校に在籍している学生は、預金残高証明書記載金額により、提出する経費支弁能力を立証する資料がちがいます。

①～③のどれに該当するか確認し、それに応じて資料を用意してください。

①経費支弁者の預金残高証明書記載金額200万円以上。（学費1年分、家賃、生活費合わせて約200万円のため）

a 預金残高証明書（200万円以上）

②経費支弁者の預金残高証明書記載金額150万円以上。

a 預金残高証明書（150万円～200万円未満）

b 経費支弁者の過去1年の年収証明書

c 日本語学校／専門学校における学費納入証明書

③経費支弁者の預金残高証明書記載金額100万円以上。

a 預金残高証明書（100万円～150万円未満）

b 経費支弁者の過去1年の年収証明書

c 日本語学校／専門学校における学費納入証明書

d 銀行口座の通帳コピーなど

（「今まで日本留学生活で必要な費用をきちんと払って生活していた」「BIL入学後もその能力がある」そのことがわかる内容のもの。期間は、過去1年分。）

A 現在、日本で学校に在籍していない場合

a 経費支弁者の預金残高証明書（200万円以上）が必要です。

Q 2 経費支弁者は二人でも大丈夫ですか？そして、二人の預金残高証明書の合計金額が200万円以上あれば問題ないですか？

A はい、大丈夫です。例えば、「父と母」「母と自分」など、二人でも問題ありません。

そして、預金残高証明書の合計金額が200万円以上あれば問題ないです。

ただし、経費支弁書、経費支弁者の支弁能力を立証する資料は、お二人からの提出が必要です。

Q 3 母国の親が経費支弁者です。預金残高証明書を母国から送ってもらうと時間がかかります。どうしたらいいですか？

A 必ず必要な証明書です。準備して提出してください。

提出できない場合は、出願書類不備となります。

原本がどうしても出願に間に合わない時は、まず、預金残高証明書等をPDFでメールで受け取り、それを印刷し、BILに提出してください。

原本は後日、郵便で届き次第提出してください。試験に合格しても原本の提出がない場合は、書類審査不合格となり、入学は許可されません。

- ✓ 出願書類はすべてそろえてから提出してください。
- ✓ 入学の可否は、書類審査と入学試験結果で決まります。出願書類の審査をした結果、書類に不備・不足がありますと、不利になります。ご注意ください。(出願書類の審査は入学試験審査と同時進行になります。このため、出願時に不備があるかどうかお伝えすることはできません。)

出願書類は入学審査、在留資格認定証明書の交付申請、在学期間中の学籍管理に利用しますが、本人の承諾を得ることなく第三者に開示することは一切ありません。

4. 出願方法・場所

出願期間： 別紙「入学試験案内」参照。
出願場所： 別紙「入学試験案内」参照。

5. 身元保証人について ※すでに日本の学校で勉強中で、日本に家族がいない入学志願者は、「日本における身元保証人」は不要です。

◇身元保証人の役割

- ①身元保証書に書いてある1～3の役割を担う。
- ②身元保証人は入学者の在籍期間中に両親など経費支弁者が学費・生活費など金銭上の責任を負えなくなったとき、または進学や一身上の諸問題等で問題が生じたときにも一切の責任を負う。

◇身元保証人の資格

基本的に両親等、上記役割を果たせる方。

6. 学納金返還について

- ◇すでに留学の在留資格がある方で、3月31日以前に在留期間更新結果が不許可となった場合
入学取消となり、審査料を除く全納入金を返還する。ただし、3月31日までに学校にその旨通知し、入学許可書の返却が必要。
- ◇すでに留学の在留資格がある方で、4月1日以降に在留期間更新の結果が不許可となった場合
審査料を含む全納入金は一切返還しない。

7. 在留資格認定証明書および査証の申請手続きについて

◇新規入国の場合

本校に入学する者には、法務省から正規の留学生として「留学」の在留資格が許可されます。海外にいる入学志願者が査証を受けて来日できるようにするためには、入学試験受験以外に次の手続きが必要です。

- ①身元保証人は本校、またはBIL海外事務所に必要書類一式と審査料を添えて提出する。
- ②身元保証人に代わり、本校が出入国在留管理庁へ「在留資格認定証明書」の申請手続きを行う。
- ③本校は、「在留資格認定証明書」を受理した後、身元保証人に送付する。さらに身元保証人は入学志願者に送付する。
- ④入学志願者は「旅券」「在留資格認定証明書」「入学許可書」、その他必要書類をそろえて日本国在外公館へ行き査証の申請をする。

◇「短期滞在」の在留資格がある場合

本校の入学許可を受けた国内出願者で、観光や訪問を目的とした「短期滞在」の在留資格の場合は、日本国内での在留資格変更はできませんので新規入国者と同じ扱いとなります。

◇現在「特別活動（ワーキングホリデー）」で日本滞在中の場合

入学するまでに、自分で「留学」に資格変更をする必要があります。資格変更については、出願前に出入国在留管理局に相談し、その結果をBILに教えてください。また、BILが用意しなくてはならない書類があるならば、何をいつまでに用意すればよいかも出入国在留管理局に確認し、お知らせください。